

第8次西尾市総合計画策定方針

1 第8次総合計画策定の背景と趣旨

総合計画は、自治体運営の基本的な指針となるもので、西尾市のあらゆる計画や施策の基礎となるものです。現在は、平成30年度から令和4年度を計画期間とする第7次総合計画後期計画に基づき、その基本構想に掲げる将来都市像「自然と文化と人々がとけあい心豊かに暮らせるまち 西尾」の実現に向けて市民とともに、総合的かつ計画的な行政運営を進めています。

本市の人口は、令和2年時点で169,127人と平成27年の167,990人より1,100人程度増加しており、我が国全体が人口減少となるなか、人口増加を続けている自治体の一つとなっています。しかし、高齢化率は上昇し、少子高齢化の傾向は顕著となっており、また、外国人市民の増加など、多様なルーツをもつ市民が多く在住するようになり、誰一人取り残さない施策を展開していくことが求められるようになってきています。また、近年、猛威を振るっている新型コロナの状況を鑑み、今後はwithコロナを踏まえた社会を構築していく必要があるなど、本市を取り巻く社会環境も大きく変化してきています。更には、DXやSociety5.0、SDGsなど社会変革の波も大きく、時代に取り残されない機敏な施策を展開していく必要があります。

これから策定する第8次総合計画は、時代の変化や様々な課題など、現実を直視したうえで策定する必要があり、適切な取り組みの方向を示すものでなければならず、総合的かつ計画的な行政運営はその重要度を増しています。そこで、本市では市民との共創による計画的な行政運営を進めるため、また、次の世代を展望した新しい時代のまちづくりのために、現行計画終了後の令和5年度を初年度とする第8次総合計画の策定に取り組むものです。

2. 計画の構成及び期間

第8次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの階層から構成します。また、時代の変化に機敏に対応していくため、施策横断型の重点施策を位置づけます。

計画期間は、行政の継続性、長期的視点に立った行政運営を図るため、令和5年度～令和14年度までの10年間とします。

(1) 基本構想

長期的な展望に立ち、目指すべき将来の西尾市の姿及びそのための施策の大綱を示すもので、市政の基本理念となるものです。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向け、分野別の基本となる施策と成果指標及び数値目標を示すものです。計画期間10年のうち、前期計画を5年、後期計画を5年とし、前期計画終了時に見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものです。計画期間を3年とし、毎年度ローリング方式により、見直しを行います。

3 第8次総合計画の特徴

(1) 計画名称

市民が市の最上位計画としてイメージしやすい名称を今後検討します。サブ名称は「第8次西尾市総合計画」とします。

(2) バックカスティング思考による施策検討

現状の課題の延長で施策を検討するのではなく、20年後の西尾市のあるべき将来像をイメージし、そこから逆算して必要な施策を検討するバックカスティング思考による施策検討を行います。

(3) 施策横断型の重点施策を位置づけ

分野別の施策体系別に整理する基本計画とは別に、前期計画期間内（令和5～9年度の5年間）で重点的に取り組む分野横断型の施策を重点施策として位置づけます。

(4) 全職員の参画による計画づくり

全職員を対象として、施策横断型事業のアイデアを募集し施策を検討していきます。

(5) SDGsと各施策との関連性を明示

誰一人取り残さない社会を構築していくため、SDGsの17ゴールと各施策との関連性を明示します。